

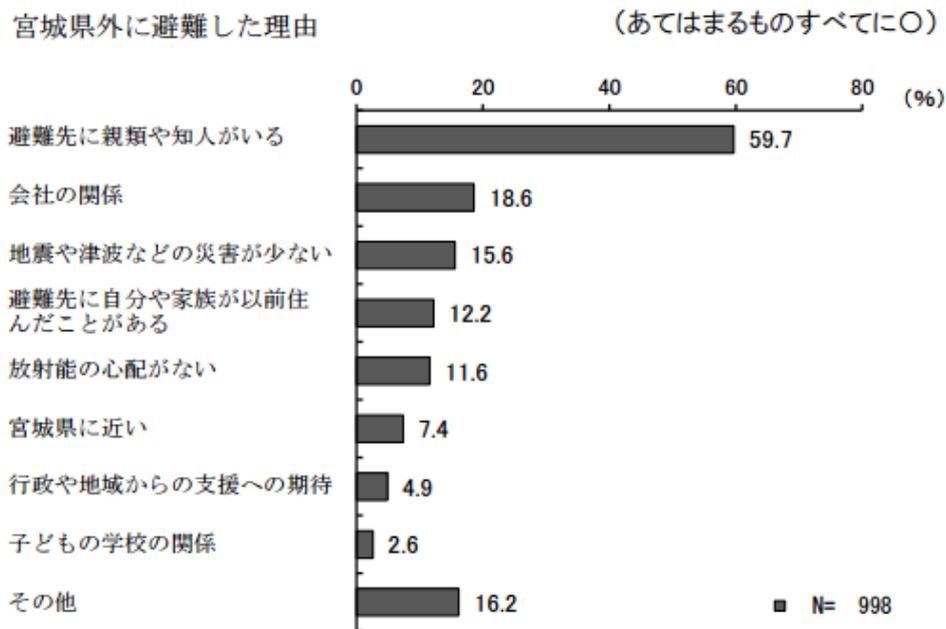
県外自主避難

1. 県外自主避難した理由

県外避難者ニーズ調査の結果について
平成26年度 宮城県

<http://www.pref.miyagi.jp/uploaded/attachment/295648.pdf>

宮城県外に避難した理由は、「避難先や親類に知人がいる」が59.7%と最も多く、約6割を占める。以下、「会社の関係」(18.6%)、「地震や津波などの災害が少ない」(15.6%)、「避難先に自分や家族が以前住んだことがある」(12.2%)となっている。



2. 県外避難のための移動手段の復旧

路線バスの復旧

東日本大震災直後における路線バス事業者の対応に関する調査研究

名古屋大学 福本 雅之・加藤 博和・星野 雄二 第45回土木計画学研究発表会(春大会)

http://www.urban.env.nagoya-u.ac.jp/sustain/paper/2012/jiyu/12j_hoshino1.pdf

発災直後：発災当日、岩手県交通と岩手県北自動車は、発災当日も夜まで一般路線（沿岸部を除く）の運行を継続したのに対し、他の事業者は発災直後から順次運行を休止していった。営業所や駅で運行を停止した車両を帰宅困難者の一時避難場所や臨時避難場所として使用する例もあった。宮城交通では仙台都心部の帰宅困難者に対応して深夜に帰宅難民救援深夜臨時バスを運行した。

高速バス・長距離バス：鉄道や空港が大きな被害を受け、被災地と首都圏を結ぶ移動手段が大きく制約されたため、早期に復旧した高速道路を利用した高速バスに都市間輸送の役割が期待された。3月14日に高速バスが緊急車両に指定され、被災地と首都圏を結ぶ高速乗合バスの便が運行を再開した。

さらに、3月17日には貸切バスを乗合運送に使用する特例が認められ、輸送力の増強に大きく寄与した。震災後2ヶ月（2011年3月12日～5月11日）で31路線が延べ約10,800台の車両により運行され、約30万人が利用した。一方、高速ツアーバスについては、3月19日から運行が再開され、3月末にはほぼ震災前の水準に回復した。

一般路線バス：震災後数日で内陸部主要都市において運行が再開され、4月初めまでには津波被災地での運行が再開されたほか、主要都市においてはおおむね平常通りの運行を回復した（災害対応による特別運行を含む）。津波被災地では被害や避難によって従前の路線では運行できなかつたり、ニーズに対応できなかつたりするところが多く、鉄道代行輸送や他社が運行不能となった路線を含めて臨時的な路線を設定することや、無料もしくは割引での運行も行われた。これらの多くは、事業者独自の判断によるものであり、自治体からの補助を確約されての運行は少ない。

新幹線の復旧

東日本大震災による鉄道への影響

<https://ja.wikipedia.org/wiki/東日本大震災による鉄道への影響>

東北新幹線は仙台駅など5つの駅が被害を受けたほか、電柱や架線、高架橋の橋脚など約1,100か所が損傷した。また、仙台駅から北に4.5キロの地点で、試験走行中だった新幹線E2系電車が脱輪した。3月15日に東京駅 - 那須塩原駅間が再開、22日に盛岡駅 - 新青森駅間が再開、4月7日に一ノ関駅 - 盛岡駅間が再開、しかし4月7日夜に起きた強い余震により約450か所の新たな損傷が生じ、一ノ関駅以北は再び運転見合わせとなった。

4月12日に那須塩原駅 - 福島駅間が再開し、福島駅 - 新庄駅間で折返し運転を行っていた山形新幹線も東京までの直通運転を再開。これに合わせ、東北本線を経由して福島駅発の東京行き新幹線と仙台駅を結ぶ新幹線リレー号が同日から福島駅 - 仙台駅間が運行された。4月13日に盛岡駅 - 新青森駅間が再開、4月23日に一ノ関駅 - 盛岡駅間、4月25日に福島駅 - 仙台駅間が再開、4月29日に全線再開した。

高速道路

東北地方太平洋沖地震による高速道路の被害と復旧状況について

平成23年3月18日 東日本高速道路株式会社

http://www.e-nexco.co.jp/pressroom/press_release/head_office/h23/0318b/

被害を受けた20路線、延べ854キロ区間について、東北自動車道などの主要路線を中心に、3月12日早朝までには、緊急車両の通行を可能とするための仮復旧（一部徐行等が必要）を概ね完了し、自衛隊の救援車両などに利用された。これら路線、区間の内、3月12日11時以降順次、公安委員会による緊急交通路として指定がなされ、緊急車両の通行や物資の輸送に利用された。

3月23日東北道4車線供用が開始され、3月24日午前6時東北道、磐越道の交通規制を全面解除し、一般車両の通行ができるようになった。

3. 県外避難先からできる申請

県外避難先からのり災証明の申請

各種支援（義捐金の受け取り、応急仮設住宅としての借り上げ住宅への入居など）や救済措置（地方税・国税の減免、自動車税の還付、医療保険、介護保険の保険料・窓口負担の減免など）の手続きや保険金の請求には、災証明書が必要となる。

例えば仙台市の場合、東北地方太平洋沖地震に伴うり災証明の新規受け付けは、2011年12月28日に終了した。したがって県外自主避難した場合でも少なくとも半年以内までに、り災証明の申請が必要となる。り災証明書は、いろいろな請求で使えられるので、5枚程度は送付してもらうのがよい。なおり災証明の再発行は、期限後も行われる。

なお阪神・淡路大震災の際には、市外に避難した人を対象に、郵送でのり災証明の申請と交付を行った。おそらく今後も、県外自主避難しなくてはならないような災害が発生した場合には、わざわざ元の居住地に戻らなくても、り災証明の申請と交付ができるだろう。

り災証明の郵送請求について

<http://www.kinzei.or.jp/topics/pdfs/wadachi/wadachi060.pdf>

㊦ り災証明の郵送請求について

長 田 区 役 所

被災し、市外へ避難した方や、り災物件の関係者で市外に居住する方が、り災証明を必要とする場合は、郵送でり災証明書の申請、交付ができます。

- 方 法
- (1) 申請者はり災証明書交付申請書に代えて、便箋等に次の事項を記載した交付請求書を作成してください。
 - ① り災者氏名（フリガナ、認印）
 - ② り災場所（建物の住所）
 - ③ 住宅、非住宅の別。
 - ④ 持家（自社ビル等）、借家（テナント等）の別。
*借家の場合はその所有者。
 - ⑤ 「以上のことについてり災証明書を請求します。」と記載し、
続いて申請人の住所（郵送先）、電話、氏名を記入し認印を押印してください。
 - (2) (1)で作成した交付請求書を物件所在地の区役所災害対策本部へ送付してください。〔住所（郵送先）、氏名を記入した返信用封筒を同封してください。なお、返信用封筒がない場合は返送できません。〕
 - (3) 受け付けた区はり災証明書を作成し申請人に返送します。

《 宛 て 先 》

〒653 神戸市長田区北町3丁目4番地の3

県外避難先から郵送で災害義援金を申請

東日本大震災災害義援金 仙台市

<http://www.city.sendai.jp/hisaishien/1-3-8gienkin.html>

東日本大震災の被災者に対し、全国のから日本赤十字社、中央共同募金会、日本放送協会、NHK厚生文化事業団に寄せられた義援金、宮城県に寄せられた義援金及び仙台市に寄せられた義援金を、宮城県災害義援金配分委員会、仙台市災害義援金配分委員会において決定した基準により配分した。

たとえば住家が全壊（焼）の世帯には、1世帯につき111万円で、さらに津波浸水地区の場合+49万円、うち、仮設住宅未利用の場合+10万円となっている。添付書類は、身分証明書の写し 預金口座通帳の写し、り災証明書、世帯全員の住民票の写しとなっている。なお仙台市の場合、郵送での申請も可能となっているので、県外避難先からそのために戻る必要はない。また住民票は普段から郵送による申し込みが可能になっている。

銀行の通帳、ATMカードの再発行

ほとんどの銀行は、支店名、口座番号を忘れても、ネットワークで検索し、名前と住所が合っていれば、通帳、印鑑、ATMカードを紛失しても、新たな印鑑と本人確認書類を県外避難先の窓口持って行けば、再発行してくれる。本人確認書類は、運転免許証、旅券（パスポート）、住民基本台帳カード（写真付のもの）、マイナンバーカード（写真付のもの）などとなっている。

東北地方太平洋沖地震で被災され県外から避難されてきた方の

運転免許証再交付手続きについて 新潟県警察

<http://www.police.pref.niigata.jp/keitai/untmenkyo/sinsaisaikouhu.html>

県外避難先での運転免許証の再交付

新潟県警察は、東北地方太平洋沖地震で被災され県外から避難されてきて、免許証を紛失し、一時的に新潟県内に所在する家族・親戚宅や自治体の避難施設等に居住している者に対して、運転免許証再交付申請を受理している。住所変更を伴うので、住民票の写しその他住所を確かめるに足りる書類の提示が必要であるが、震災のため、こうした書類が提示できない者は、① 本人確認資料2点（保険証、クレジットカード等）、② 居住証明書（家族、親戚、避難施設の責任者、ホテルの支配人等による証明）、③ 証明者の身分証明書（運転免許証の写し、名刺等）、証明者が家族・親戚の場合は、再交付申請の際、証明者が申請者に同伴する。そして申請用の写真1枚が必要である。

国民健康保険証の再交付

大災害時に関わりなく、普段から国民健康保険証の再交付を郵送で依頼することができる。再交付申請書と本人確認書類（免許証、住基カード、パスポートなどのコピー）を同封し、市役所国保医療課まで郵送する。再交付申請書はダウンロードファイルより印刷できる。記入例に従って記入する。郵送代・印刷代は自己負担となる。再交付申請書が市役所に到着後、再発行した保険証を簡易書留で郵送される。

公費負担での崩壊した自宅の解体撤去・受付

本格的復旧・復興始動期（地震発生後4週間～6ヵ月）

被災建物の解体とガレキ処理 公費負担での解体撤去・受付

http://www.bousai.go.jp/kyoiku/kyokun/hanshin_awaji/download/pdf/3-4-1.pdf

従来は、損壊した家屋、事業所等の解体、処理について、1) 解体は所有者の責任、2) 解体後は廃棄物として市町が処理、3) 国は市町が行う処理に要する費用の1/2を補助、となっていた。しかし阪神・淡路大震災による被害が甚大で都市機能がマヒし、社会的経済的影響が極めて大きなものとなっているという特別の事情に配慮し、被災者の負担軽減と被災地の一刻も早い復旧・復興を図るため、初めて国は次のような特別措置を講じた。1) 倒壊家屋等は廃棄物として、所有者の承諾のもと、市町が解体、処理、2) 国はその費用の1/2を補助（解体に要する費用も含む）3) 自衛隊の積極的協力を得る、というものである。

伊達市東日本大震災被災家屋等解体処理事業について

2011年9月9日 伊達市

<http://www.city.date.fukushima.jp/soshiki/86/782.html>

市では、生活環境の保全と安全・安心の確保を図るため、東日本大震災により被災し損壊した家屋等の解体・撤去事業を行います。また、既に解体を行った家屋等についても基準内で解体費用を支援する。対象となる家屋は、住宅・物置・倉庫・事務所などのうち、次の要件に該当するもの。り災証明書により「全壊」の判定を受けたもの。り災証明書により「大規模半壊」の判定を受けたもの。り災証明書により「半壊」の判定を受けたもののうち、次のいずれかに該当するもの。（修理を行うことが不可能、または困難なくらいの損壊がある。損壊により他人の財産に被害を生じさせている。損壊による人的・物的被害が生じる恐れがある。）

申込期間 平成23年8月22日（月曜日）から9月30日（金曜日）まで（土曜・日曜日・祝日は除く）、受付時間 午前9時から午後4時30分まで、申込会場 伊達市役所 保原本庁舎 1階シルクホール、必要書類（「損壊家屋等の解体撤去申込書（個人・個人事業者）」、印鑑証明書、り災証明書、「建物配置図」、損壊家屋等の現況写真、損壊家屋等の登記事項証明書（登記簿謄本）

必要書類のうち、の印鑑証明書の申請には印鑑証明証（カード）と印鑑証明書交付申請書の2点をもって申請するということが決まっております、本人であれ、代理人であれ窓口での交付が原則である。また損壊家屋等の現況写真を撮らなければならないので、避難先から一度戻る必要がある。

様式1-1

交付番号

損壊家屋等の解体撤去申込書 兼 同意書（個人・個人事業者）

平成 年 月 日

伊達市長

申込者 代理人

住所

フリガナ

氏名

実印

生年月日 明・大・田・平 年 月 日

電話 - -

代理人

住所

フリガナ

氏名

印

電話 - -

申込者との関係 子 配偶者 親 その他 | |

東日本大震災により損壊した下記の建物等について、伊達市による解体撤去を申し込みます。
記

解体建物所在地	<input type="checkbox"/> 申込者住所と同じ <input type="checkbox"/> 異なる 所在地
解体建物の種類	<input type="checkbox"/> 住宅 <input type="checkbox"/> 倉庫・物置 <input type="checkbox"/> 分譲マンション 名称 <input type="checkbox"/> 賃貸マンション・寮・社宅 名称 <input type="checkbox"/> 事務所・店舗・作業所 <input type="checkbox"/> その他
り災證明のり災程度	<input type="checkbox"/> 全壊 <input type="checkbox"/> 大規模半壊 <input type="checkbox"/> 半壊 <input type="checkbox"/> その他)
解体建物等の状況	<input type="checkbox"/> 修理を行うことが不可能または困難な程度の被害がある。 <input type="checkbox"/> 損壊により他人の財産に被害を生じさせている。 <input type="checkbox"/> 東屋等の倒壊による人的・物的被害が生じるおそれがある。 <input type="checkbox"/> その他
登記簿上の所有者	<input type="checkbox"/> 申込者と同じ <input type="checkbox"/> 申込者を含む共有者 <input type="checkbox"/> 故人 未相続 <input type="checkbox"/> 未登記
登記簿上の地の目録書	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> 未登記

伊達市が上記建物の解体撤去をするにあたり、下記について同意します。
記

- 1 当該建物の解体撤去の処理を行うに当たって、市からの連絡調整に準じ、解体の立会いを行うなど、トラブルの防止に自ら配慮をもって対応すること。
- 2 当該建物の解体撤去に伴い、関係者と専断の紛争があった場合は、建物所有者の責任において解決すること。
- 3 当該建物の解体撤去に関して、市に対して一切の不届の中立て及び争訟の提起をしないこと。
- 4 当該建物の解体撤去に関して、市が必要な範囲で、り災状況、東屋等の固定資産課税情報、住民票及び戸籍関係の書類を閲覧、取得すること。

※ 申込内容や被害の状況等により、解体撤去をお引き受けできないことがあります。

3. 県外避難先の自治体の対応

東日本大震災 3万人が県外避難 東北3県から続々と
2011年3月19日(土) 毎日新聞

東日本大震災で大きな被害を受けた岩手、宮城、福島3県から県外に避難した被災者が3万人近くに上ることが毎日新聞の集計で分かった。全都道府県が避難者受け入れの準備を整えたことも判明。死者7653人となった戦後最悪の自然災害は、避難でも異例の事態を引き起こしている。

東日本大震災 県外避難者、受け入れ自治体で待遇差…群馬
2011年4月2日(土) 毎日新聞

福島県を中心に約3400人の避難者を受け入れている群馬県では、自治体によって避難者の待遇に差が生まれている。大震災で観光地の予約キャンセルが相次いだ自治体は、温泉旅館などに無料で被災者を受け入れる一方、都市部の公共施設に避難した場合、3食とも自費の場合も。収入の途絶えた避難者にとって、避難中の出費は重くのしかかる。

東日本大震災による県外避難者に対する自治体対応と支援
— 埼玉県自治体を事例として —
2013年 法政大学 西城戸 誠・原田 峻

http://repo.lib.hosei.ac.jp/bitstream/10114/8333/1/13_nkr_14-1_nishikido_harada.pdf

2011年3月15日に、全国知事会を通じて福島県から各都道府県に避難者の受け入れ要請が行われ、それを受けて埼玉県から県内の市町村に受け入れ要請がなされた。そこで各自治体は、どの施設を避難所として開放し、何人をどのように受け入れるかという判断を迫られた。そして、避難生活が長期化していく中で、避難所を閉鎖した後の住宅提供や生活支援が受け入れ自治体にとっての課題となった。

住宅に関しては、埼玉県では2011年8月から借り上げ住宅制度が開始され、生活支援については、国による避難者情報システムへの登録と医療費や教育費等の減免措置、赤十字社による家電6点セットの提供などが始まり、各自治体は基本的にこれらの制度に則って住宅提供や生活支援を進めていくことになった。

震災直後に開設する避難所は公的施設であることが多いが、畳の部屋を提供できたり、入浴が可能になったりする避難所があったのは、避難場所のインフラの違いによる。現存の施設に規定されながらも、どの施設を使えば「着の身着のまま」の避難者を受け入れるのに最適かという判断を自治体は迫られており、その判断の善し悪しが、避難者の受け入れのスムーズさに関連する。

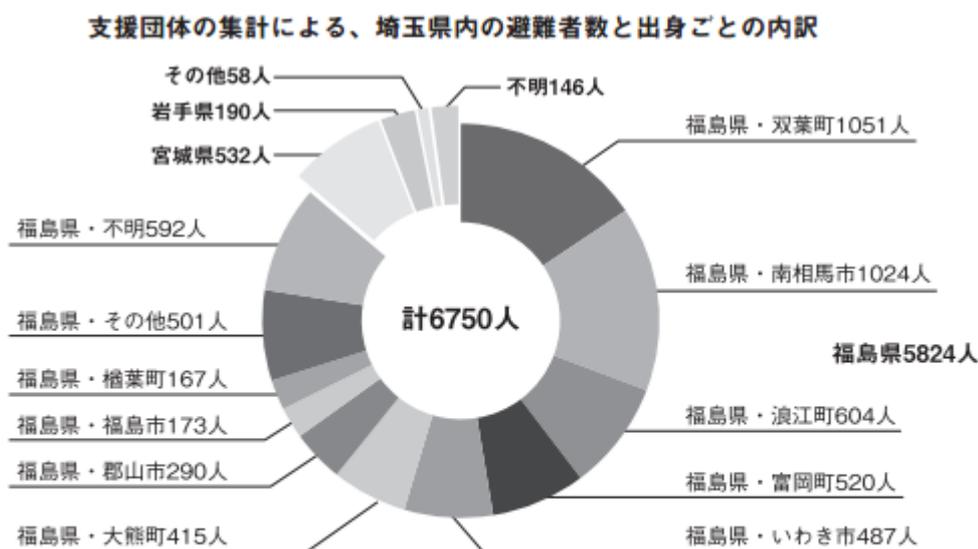
越谷市は、震災直後から東北からの避難者が増加してきたことを受けて、越谷市危機管理課が避難者対策本部を設置し、老人福祉センターなどを避難所とした。だが、「マスコミや支援者がたくさん来るので、プライバシーを守りたい」という避難者の声があったことから、行政は支援の中身について関与しなかったため、市民から集まってくる支援物資も越谷市に避難してきた人々には届きにくいことになった。

また応急仮設住宅とし避難者を受け入れる住宅については、物理的な条件に左右されることが大きい。上尾市、東松山市、ふじみ野市、鳩山町では、公営住宅等に空室があったため、震災の初期に開放され、

避難者が公営住宅に避難した。例えば、鳩山町では、地域住民から「現在使われていない町内の企業宿舍と独立行政法人宿舍で、避難者を受け入れたらどうか」という声が上がリ、町が住居清掃等のボランティアを募集、4月から34世帯を受け入れることになった。

ふじみ野市は、3月20日頃、市内にある国家公務員宿舍を開放するという情報が入り、早い段階から仮設住宅（見なし仮設）として避難者が入居した。もっとも、公務員宿舍には生活用品等が何もない状況であったため、布団や暖房器具などが市民から物資提供され、ふじみ野市と協働して対応した。

次に、県外避難者が避難所から借り上げ住宅に移動するにあたって必要な生活用品については、多くの自治体で市民のボランティアに支えられたが、自治体独自の施策も行われた。特に、日本赤十字社の家電6点セットに含まれていないエアコンや、家電製品の配布の対象外となっていた親戚宅等への自主避難者に対して、生活に必要な不可欠な家電の供給などが行われた。



(注)【福玉便り】編集委員会(埼玉労働者福祉協議会、ハンズオン埼玉、震災支援ネットワーク埼玉)が、2月18日から3月5日の期間に、埼玉県内の各自治体に「受け入れ避難者数」「受け入れた避難者の出身ごとの内訳(県別、および福島県については市町村別)」を調査した集計結果に基づく。なお、避難者の出身ごとの内訳が非公開の場合は、不明に換算している。
 (出典)【福玉便り 2013春の号外】の掲載データを元に筆者作成。

子供の就学

子供の就学に関しては、住民票を移し転校生として避難先の学校に通学する場合と、住民票はそのままにして、区域外就学者として、避難先の学校に通学する場合とがある。住民票を移してしまうと罹災者としての支援を受けにくくなると考え、住民票を移さない避難者も少なくない。

都立高受験拒否 猪瀬知事「反省を」 門前払い 他に2件

2013年1月8日 東京新聞

<http://www.tokyo-np.co.jp/article/feature/nucerror/list/CK2013010802100004.html>

東京電力福島第一原発事故で被災した福島県郡山市の中学三年男子生徒(15)が、東京都立高校の

受験を希望したのに、両親がそろって都内に転居しないことを理由に都教育委員会が認めなかった問題で、都教委は昨年、福島県内の別の保護者からも同様の相談を二件受けて断っていたことが七日、分かった。

都教委は同日、方針を転換し、父母のどちらかか身元引受人が都内にいれば受験を認めると発表。被災地の福島、宮城、茨城など七県教委と全都立高校に通知した。川越豊彦入学選抜担当課長は「受験を希望する被災地の中学生が、他にもいたかもしれない」と対応の遅れを認めた。

今月のキーワード：公立高校進学 山形県に避難しているすべての方々に

2013年12月 つながろう NET

http://tsunagarou.net/modules/welcome/index.php?content_id=138

山形県の高校への志願について。（平成 26 年度震災による福島県等からの山形県立高等学校への受検に係る実施要項より抜粋）本県県立高等学校を受検しようとする者は、入学までに、本県に住民登録を行うものとするが、避難者が本県の中学校を卒業見込みの者については、本県内への住民登録を条件としない。この場合、在籍中学校の所在地を受検生の現住所とみなし、本県の学区制に従い受検できるものとする。

応急仮設住宅としての民間借り上げ住宅への入居

2011年8月頃から、県外避難者を対象に、避難先の自治体が、災害救助法の応急仮設住宅として、民間賃貸住宅を借り上げる、借り上げ住宅制度が開始された。募集や契約、補助金の支払いなどは、避難先の自治体が行い、その費用は避難元の自治体に請求される。

民間賃貸住宅借上げによる応急仮設住宅の提供について

千葉県松戸市

http://www.city.matsudo.chiba.jp/kurashi/anzen_anshin/0311shinsai/hinan/minnkann_kari.html

民間賃貸住宅借上げによる応急仮設住宅の提供

千葉県では、東日本大震災により避難されている方々に対して、民間賃貸住宅を借り上げて、応急仮設住宅として提供する制度を設けました。
そこで、松戸市では、既に市内に避難されている方を対象に、該当賃貸住宅を借り上げるための受付を始めます。

1. 対象となる世帯

- ①東日本大震災により、住家が全壊・全焼または流出するなど居住する住家を失ない、宮城県・岩手県から避難された世帯
- ②福島県に居住していて、東日本大震災により避難された世帯
- ③①②の世帯で、震災後、松戸市に避難し、11月15日現在も避難されている方（契約締結後、全国避難者情報システムに登録していただきます。）

2. 入居期間・費用

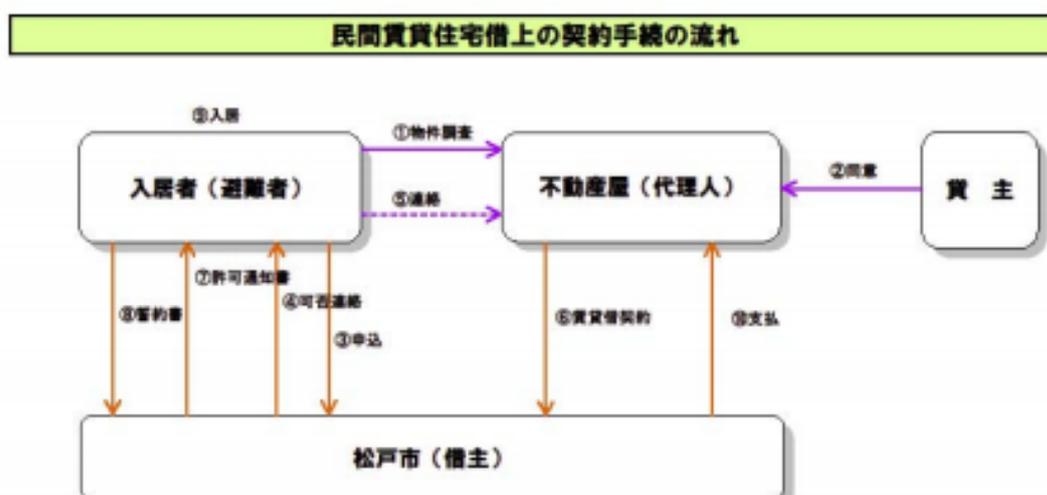
- 入居期間は、最長2年間
- 借上げ後の、家賃・敷金・仲介手数料・共益費は市が負担（光熱水費・保険料・駐車場料等は入居者の負担）

3. 借上げ対象となる賃貸住宅の条件

- ①応急仮設住宅として使用されることに貸主が同意しているもの。
 - ②貸主と市との間で賃貸借契約が結ばれ対象世帯へ提供されるもの。
 - ③住宅の家賃は、1ヶ月当たり7万円を超えないもの。（対象世帯が5名以上である場合は10万円。）
 - ④住宅の礼金、更新手数料を徴収しないもの。
 - ⑤住宅の仲介手数料が、1箇月当たりの家賃に0.525を乗じた額以下であるもの。
 - ⑥住宅の敷金が、1箇月当たりの家賃と同額以下であるもの（退去修繕費として）。
 - ⑦エアコン、コンロ、照明器具及び給湯器が設置されているもの。
 - ⑧宅地建物取引業者が手続きを仲介するもの（原則として）
- ※上記の全ての条件を満たした住宅が借上げの対象となります

5. 手続～入居の流れ

○賃貸住宅については、原則、入居者が各自で条件に該当する物件を探していただき、市にお申込みいただきます。



6. 既に市内の民間賃貸住宅に入居されている方

○既に市内の民間賃貸住宅に入居されている世帯も、賃貸住宅の条件に該当する場合は、本制度の対象となる場合がありますので御相談ください。

○市は借上げ以降の家賃等を負担しますが、それまでの当該賃貸住宅に係る契約書、敷金、礼金、家賃等の領収書は保管しておいてください。

7. 生活家電の寄贈

○民間賃貸住宅借上げによる応急仮設住宅の提供を受けた方は、日本赤十字社から生活家電（テレビ、冷蔵庫、洗濯機、電子レンジ、炊飯器、電気ポット）の寄贈が受けられます。（納期に1～2ヶ月程かかります）

※既に転居を受けた世帯は対象外となります。

※注意事項

○本制度は、対象となる賃貸住宅を借上げて応急仮設住宅として提供するもので、家賃を補助するものではありません。

○一度、応急仮設住宅へ入居した場合、他の応急仮設住宅への転居はできません。

(別記様式第1号)

申込日：平成 年 月 日

松戸市長あて

松戸市借上げ住宅入居申込書

「千葉県外からの避難者に提供する借上げ民間賃貸住宅入居者募集等要領」を確認し以下により、借上げ住宅への入居を申し込みます。なお、この申込書の記載の内容について、事実と相違ありません。

【申込者（入居者）】

氏名	ふりがな	住所	(平成23年3月11日時点の居住地)
	①		〒
電話番号	(自宅) - -	住所	(現在の居住地)
	(携帯) - -		〒
現在の居住地の分類 (該当する項目に☑をしてください。)	<input type="checkbox"/> 応急仮設住宅 <input type="checkbox"/> 民間賃貸借上げ住宅 <input type="checkbox"/> 民間賃貸住宅 <input type="checkbox"/> 社宅 <input type="checkbox"/> 公営住宅 <input type="checkbox"/> 職員住宅 <input type="checkbox"/> 寮 <input type="checkbox"/> 避難所 <input type="checkbox"/> 旅館 <input type="checkbox"/> 親戚宅 <input type="checkbox"/> 知人宅 <input type="checkbox"/> その他()		
避難状況 (該当する項目に☑をしてください。すでに避難している場合も含まれます。この場合は市内に避難した日を記入してください。)	<input type="checkbox"/> 東日本大震災により、住家が全壊、全焼又は流出するなど居住する住家を失い、岩手県、宮城県から松戸市へ避難する世帯。 <input type="checkbox"/> 福島県に居住していた方で、東日本大震災により松戸市へ避難する世帯。 <p style="text-align: right;">松戸市内に避難した日：平成 年 月 日</p>		
日本赤十字社による生活家電の支援希望 (希望する家電に☑をしてください。)	<input type="checkbox"/> 洗濯機 <input type="checkbox"/> 冷蔵庫 <input type="checkbox"/> テレビ <input type="checkbox"/> 炊飯器 <input type="checkbox"/> 電子レンジ <input type="checkbox"/> 電気ポット ※希望する場合は、日本赤十字社に情報提供いたします		

【入居予定者（全員）】

入居者	氏名	性別	続柄	年齢	備考(高齢者、障がい者、要介護等の特記事項があれば記入してください。)
				世帯主	

県外自主避難者等への情報支援事業

県外自主避難者等への情報支援事業 報告書

平成 26 年 3 月 三菱総合研究所

http://www.mri.co.jp/news/press/public_offering/uploadfiles/27007_H25houkokusyo.pdf

復興庁は、平成 24 年 6 月に公布・施行された「東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律」に基づき、国が実施主体となって、NPO 等の団体を通じて県外自主避難者等に対する確かつ丁寧な情報を提供するとともに、避難先で活用できる相談体制の確保に向けた取組みを進めている。

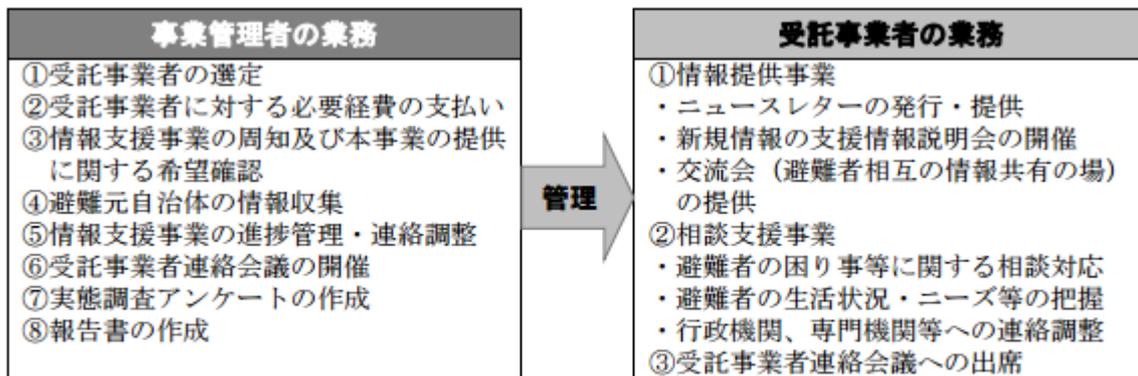


図 業務内容

国及び自治体等による避難者向け広報誌や記者発表等で発信される新規情報を収集・整理し、ニューズレターとして発信する避難者支援情報を選定しとりまとめた。特に、避難者が必要とする情報として、除染、インフラ整備、住まい、雇用、健康、教育などに関係する施策情報やイベント情報（就労支援情報説明会開催など）を中心に選定した。

また、制作・発信するニューズレターは、定期便、臨時便の 2 種類とし、定期便では上記で整理した全ての情報種別を対象にニューズレターを制作した。一方、臨時便は、国及び自治体による避難者向け広報誌のみを対象とした。

ニューズレターに関して、男性は 66%、女性は 56% が役立ったとしているが、年齢別に見ると、い 30 代は最も評価が低くなっている。若い世代はインターネットを利用する機会が多いため、インターネットで得られる情報であれば自力で入手できる人が多いことが理由として考えられる。

今回の県外自主避難者等への情報支援事業は、原発事故による強制避難ということもあり、復興庁としては、インターネットが使えない情報弱者への配慮から生まれたもので、情報量、速報性などから、むしろ被災元の自治体のホームページ充実の方が、費用対効果は高い。

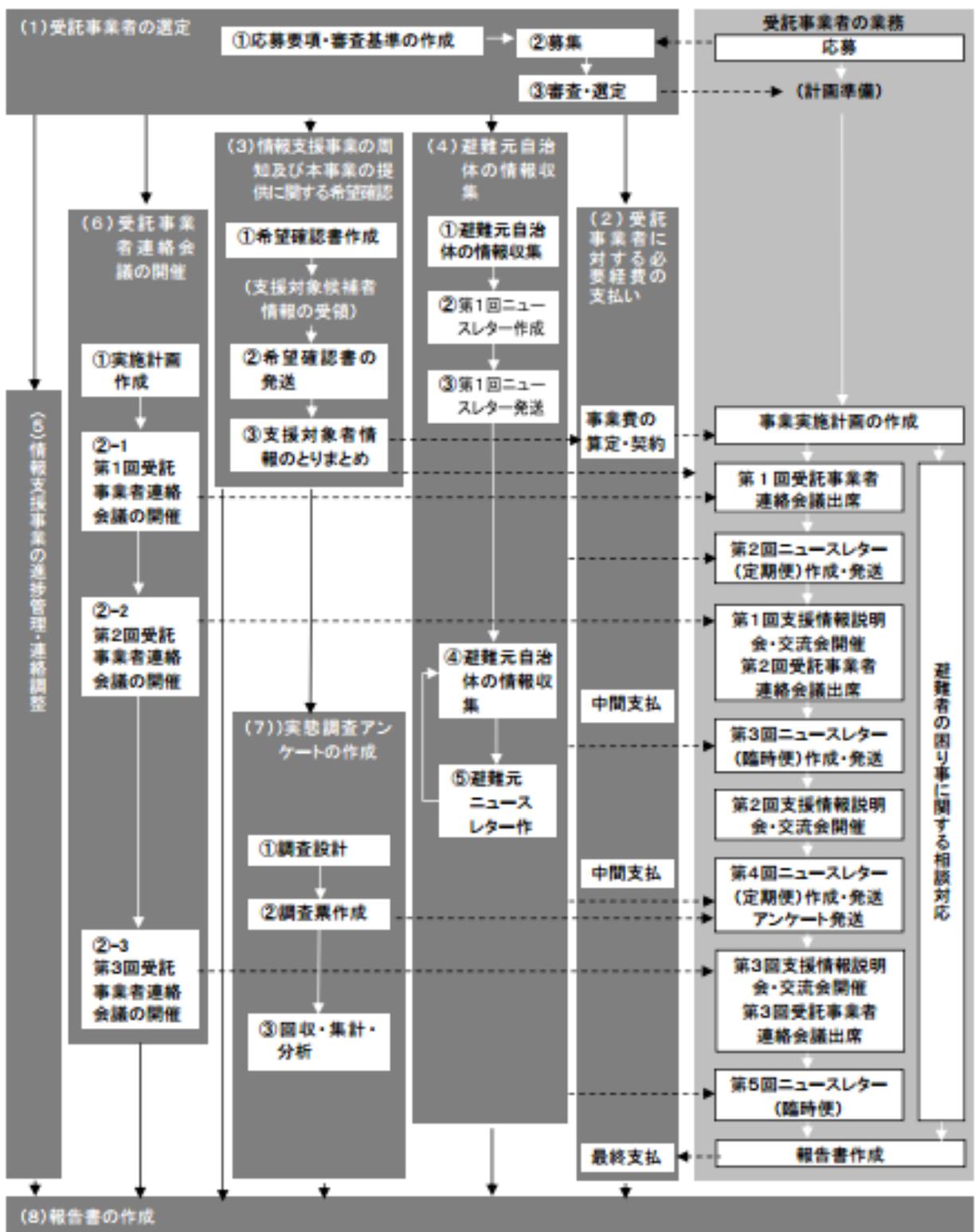


図 業務フロー

4. 県外自主避難者の避難生活

避難者なお 34 万人、県外に 7 万人 被災 3 県

2012/3/11 日本経済新聞

http://www.nikkei.com/article/DGXNASDG0703A_Q2A310C1CR8000/

東日本大震災で被害の大きかった岩手、宮城、福島 3 県の被災者のうち、計 7 万 3466 人が県外で避難を続けていることが 10 日、日本経済新聞の 3 県への取材で分かった。東京電力福島第 1 原子力発電所事故の影響で福島県から約 6 万 2 千人と全体の約 85% を占める一方、岩手、宮城両県からの県外避難もなお計 1 万人を超える。

県境を越えない避難も含めれば全国で約 34 万人がやむなく自宅を離れており、避難生活は長期化している。

県外避難者数は、総務省の「全国避難者情報システム」に登録され、3 県が把握している人数を集計した。住民票を移していない人も含まれる。ただ原発事故の自主避難者の中にはシステム登録していない人もいとみられ、実際の避難者はさらに多いようだ。

避難先は全都道府県に及んでいる。福島県からの避難者が最も多いのは隣接する山形県。このため福島市や福島県南相馬市は、避難者の相談窓口を山形市に設けている。首都圏への避難も多く、仕事を探しやすいことなどが背景とみられる。

受け入れ先の都道府県は借り上げ住宅あっせんなどで支援。福島県からの避難が多い新潟県は、19 カ所に避難者同士や住民らと交流する拠点を開設。民間支援団体などと連携し、生活相談に応じられるようにしている。

福島第 1 原発周辺から避難した人は、帰郷のめどが立たない状況が続く。山形県教育庁が 2 月中旬、福島から避難し、同県内の公立幼稚園・小中高校に通う児童生徒 1189 人の保護者を対象にした調査では、約 85% が新学期以降も山形で通園・通学すると回答した。

被災3県からの県外への主な避難先



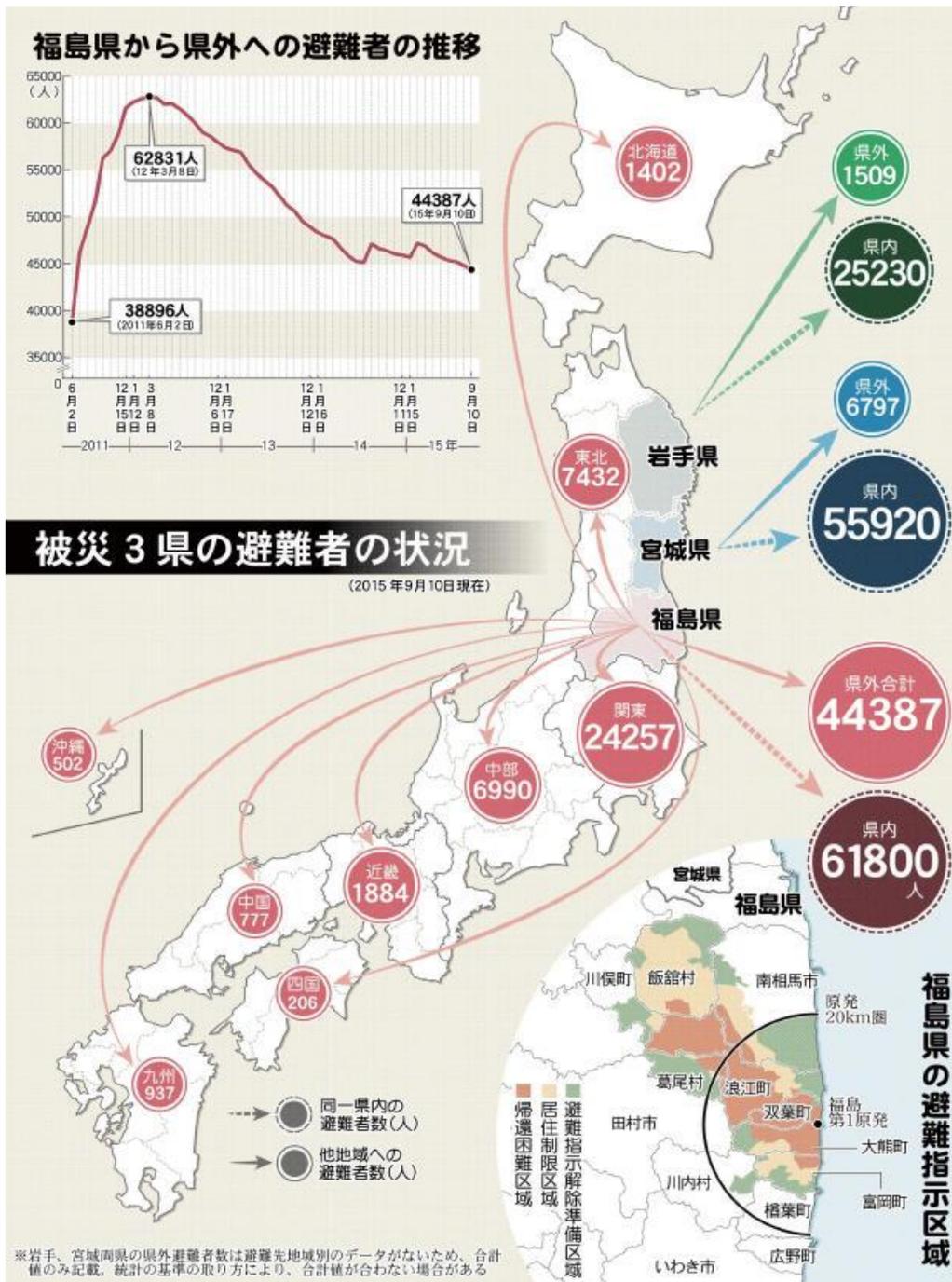
4年半が過ぎても7割以上が、住民票を避難先に移していない

<検証避難>住民票そのまま 7割超

2015年10月19日 河北新報

http://www.kahoku.co.jp/tohokunews/201510/20151019_63053.html

東日本大震災と東京電力福島第1原発事故の被災者は、発生から4年半が過ぎた現在でも、全国の広い範囲に避難している。被災するまで暮らしていた愛着ある地域への帰還も少しずつ進む中、「生活基盤がまだ戻っていない」「健康被害が心配」などの理由から、避難生活を続ける道を選ぶ人も多い。避難者の動向を図表やデータなどで明らかにする。



福島県で被災した人のうち、復興庁のまとめでは、9月10日現在で約10万6200人が県内外で避難生活を送っている。このうち県外への避難者は約4万4400人を占める。福島県がことし2月に実施した避難者意向調査によると、県内外に避難している世帯の7割以上が、家族の誰も住民票を避難先に移していなかった。県内避難者の世帯は「(被災当時に住んでいた)古里に戻りたい」が37.3%との回答が最も多かった。これに対し「現在の避難先市町村に定住したい」は16.5%と半分以下。「未定」が11.7%だった。県外避難者の世帯では「現時点で未定」が31.6%と最多で、「現在の避難先市町村に定住」(24.2%)、「古里に戻りたい」(19.8%)と続いた。

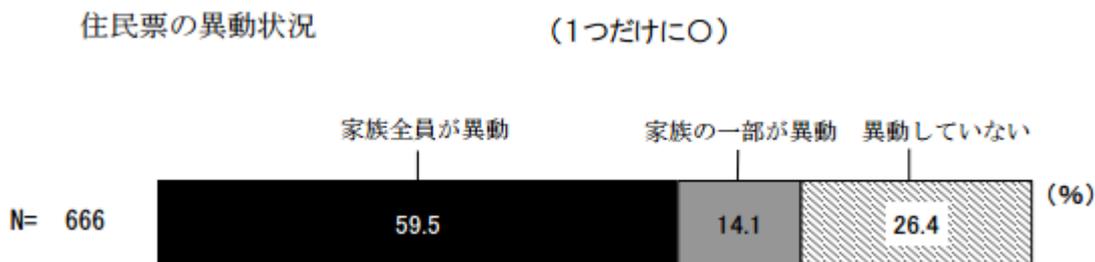
住民票を福島に残したままにしている人が多い一方で、「未定」の回答も一定の割合を占める。帰還する意志があっても思うようにならないケースが少なくないことをうかがわせる。全国には福島からの避難者や避難者支援団体を応援する80以上の団体がある。各団体には、福島で働く夫を残し母子で続く避難生活に伴うさまざまな問題を訴える声や、放射能汚染による影響から子どもを守るための持続的なサポートの要望が寄せられている。

県外避難者ニーズ調査の結果について 平成26年度 宮城県

<http://www.pref.miyagi.jp/uploaded/attachment/295648.pdf>

しかし2014年宮城県のアンケート調査によると、住民票の異動状況については、「家族全員が異動」(59.5%)が最も多く、「家族の一部が異動」(14.1%)と合わせると、全体の約4分の3が異動の届出をしている。

河北新報の調査と大きく異なっているが、これは県外避難者が圧倒的に多い福島県の場合、帰りたくても帰れない、できたら福島に戻りたいと考えている人が多く、また原発事故の災害補償を受けるのに住民票を異動させない方がよいと考えたのだろう。



平成25年度 宮城県「みやぎ地域復興支援事業」

要望・アンケートコメント 平成25年7月12日

<http://miyagi.npgo.net/coment.pdf>

2年後の県外避難生活

震災後、急に認知症が進行、現在、介護老人保護施設に入居中。

今の年金で川崎での生活は出来ない。現在家賃が0でようやく生活が出来ている状態。この特別措置が終わり家賃が発生すれば生活出来ず災害住宅に入らざるを得ない。子供達は川崎にいるので同じ川崎での

生活を希望しているが現状では女川への帰還するしかないと思っている。

離婚により独居でした。故郷を離れても大丈夫と思い、再婚も視野に入れての上京だった。しかし、世の中にはそれ程甘くない。仕事が決まって働きはじめてが仕事以外では誰とも話す機会がなく終始している。もう帰れないのだから孤立はやセガマンするしかない。

両親は他界して独身だし、親戚が埼玉に居て、友人も東京に居るので、仙台に固執して住む必要性が無くなった。

帰れる事なら帰りたい。娘の家だって気がしれます。毎日淋しい日をおくって居ます。

震災で家に 2 時間位閉じ込められ娘が思い出すので宮城以外に住む方がいいのかなとおもいました。石巻で被災して（津波、地震）多摩市に平成 2 3 年 4 月 1 6 日息子の住んでいる近くにマンションをかりて住んで居ります。その時は主人と二人でしたが今年の 3 月 1 0 日に主人が亡くなりました（介護 3）さみしい毎日を過ごして居ります

私の両親をはじめ現在仮設住宅に入っているのはお年寄りばかりです。若い人は早々に地元を離れ新たに生活基盤をきづいております。そのような中、集合住宅などの話が出ておりますが、1500～2000 万円くらいの家を建ててどうするのでしょうか？年金暮らしの人達はその様な家に住めると思っているのでしょうか。地元に残りたいと本気で思っているのはお年寄りです。そのような方たちが安心して住める環境を本気で考えて頂きたいと願います。二束三文で土地を買い上げ、高い家を売る。だから土地を売らない人が出てくる。住宅再建が進まない。この負の連鎖をたち切ってください。

帰郷の予定

県外避難者ニーズ調査の結果について 平成 2 6 年度 宮城県

<http://www.pref.miyagi.jp/uploaded/attachment/295648.pdf>

今後の帰郷の予定については、「現時点では決まっていない」（46.4%）が最も多く、次いで「震災前の居住地と同じ市町村に戻る」（24.3%）、「避難先にこのまま定住」（18.8%）となっている。宮城県への帰郷意向のある世帯は「震災前の居住地と同じ市町村に戻る」と「震災前の居住地とは別の宮城県内の市町村に戻る」（5.7%）を合わせて 30.0%となっている。

